

広島県告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十二年
広島県告示第三十四号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

因島瀬戸田都市計画道路事業三・五・二号湊土井線

三 事業施行期間

平成二十二年一月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし